

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「“人を大切にするまちづくり”元気計画」～住んで暮らして良かったと思える  
コミュニティ再生に向けて～

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

東久留米市

## 3 地域再生計画の区域

東久留米市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### (1) 地域の概要と特性

東久留米市は、人口約11万5千人で、東京都心から北西へ概ね25キロ、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京・小平の2市、北は野火止用水を隔てて清瀬市に接している。標高70mから40mの範囲を西から東へなだらかに傾斜し、市の中央を黒目川・落合川が東流し、その他の小流も北東に流れている。地下水が豊富で、谷地には清冽な湧水(ゆうすい)が見られる。

本市は、第3次長期総合計画基本構想において、まちの将来像を『水と緑とふれあいのまち“東久留米”』とし、この将来像を実現するために、行政のみならず、市内で活動するだれもが尊重するまちづくりの基本理念を、『“人”を大切にするまちづくり』としている。住み良いまちづくりのためには、その主役である市民一人ひとりが、互いに尊重し合い、それぞれの力を主体的に発揮し、協力してさまざまな課題に対応していくことが必要として、何より『“人”を大切にする』という考え方を基点に、市民と市民、市民と行政が協働してまちづくりを推進していくことを目指している。

### (2) 現状と課題

本市においては、首都圏郊外型住宅都市という立地を背景に、旧村からの住民や新しい住民層が入り混じり、地縁型コミュニティのほか、防災、防犯、環境保全、子育てや高齢者介護などさまざまな分野に渡るテーマ型コミュニティが形成され、それぞれがいま成熟化の進行過程にある。しかし、同じテーマで活動している団体同士のネットワークが形成されておらず、横の連携がないという弊害が見られる。

また、市の人口の多くを占める団塊世代が定年を迎え、超高齢化社会の到来が目前に迫る中、住み良いまちづくりのために能力を発揮したいと願う中高齢者が多く存在するが、組織化されていない。このような市民が地域社会の中で活躍し、超高齢化を支えられる環境整備が求められている。

東久留米市は、市税収入約150億円のうち43%を個人市民税が占める住宅都市であり、これまで右肩上がりの経済成長に支えられた税収等により「公助」の範囲を拡大させてきた。しかし、少子高齢化の進行などに伴う危機的な財政状況を迎え、市政全般の構造改革が必要となっており、行政が地域社会の細部にまで立ち入って「公助」の課題解決を図るのではなく、社会の多様化・複雑化・個別化の進行に伴う公共・公益ニーズへの対応は、市民自身がみずからの感覚で課題をキャッチし、その解決手法を編み出し、各地域の実情に合った行動をとる「共助」「自助」が支えとなる必要がある。

そこで、市民を中心にNPOや企業なども含めた地域ぐるみの連携と行政との協働を基本に据えた地域づくりの仕組みが重要となっている。東久留米に住んで暮らして良かったと思える、地域への愛着を生み・育てるソフト（仕組み、事業）とハード（インフラ整備など）が一体となった生活環境の向上を目指す取り組みが求められている。

本市における地縁型、あるいはテーマ型コミュニティは、ふだんは個々の目的に向かってそれぞれが取り組んでいる。市民が主体となって、地域の価値観を共有しながら、防災や防犯等具体的な課題解決を協働して達成するには、市民活動団体の連携によるまちづくりの運動へつなぎ、互いに顔の見えるコミュニティを創造・再生していくことが大切になってくる。相互に連携するきっかけや他団体情報の不足による市民活動団体の縦割りの壁を取り払い、価値観を共有できる関係をつくっていくための前提として、市民主体のまちづくりを支える中間支援組織の存在が不可欠である。市民活動団体の組織運営や人材育成（まちづくりの担い手強化）、市民活動団体が取り組む課題解決（まちづくりの実践活動）への支援機能を中間支援組織が担い、コミュニティ再生に向けた取り組みを推進していく必要がある。

### （3）目標

本計画では、行政主導ではなく、中間支援組織を核として、市民と行政による「協働」により、市民がさまざまな活動を通じてまちづくりの当事者としての意識を醸成し、縦割りの現状にある市民活動団体の横の連携を深める施策を展開する。

東久留米市は団塊の世代を中心とした人材の宝庫である。中高年齢層の市民パワーをはじめ、チャレンジ精神に富む女性たちの計り知れない可能性を引き出す取り組み、市民活動団体を構成する市民一人ひとりの地域デビューのきっかけと活躍する地域でのステージをつくり提供する取り組みを展開する。それらの取り組みを通じて、市民が主役であるイメージを市民・行政が共有し、まちづくりに能力・素質・特性を生かし、“人”を大切にする、皆がいきいきと元気になる東久留米スタイルの持続的・発展的なコミュニティの再生を目指す。

そこに、首都圏郊外型都市にかつてなかったふるさと共有意識の醸成効果を見いだしていく。

数値目標として、市政世論調査における次の3つの指標の指数達成を定める。

（目標1）東久留米に住みつづけたいと思う人の割合：平成16年度47.8% 70%

- (目標2)地域に活力と魅力があると感じる人の割合：平成16年度3.0% 20%
- (目標3)市民と行政の協働のまちづくりができていると思う人の割合：平成16年度2.1% 20%
- ( いずれも平成22年度の計画期間終了後の市政世論調査の数値目標 )

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

本計画において平成22年度までに取り組む事業は、以下のものである。

市民活動団体との協働事業：東久留米スタイルのコミュニティ再生には、市民と行政の中間支援組織となる(仮称)まちづくりサポートセンター(略称「まちさぼ」)が重要な役割を果たす。市民と行政が協働して東久留米らしい中間支援組織「まちさぼ」をゼロから構築し、市民活動団体と行政による協働のまちづくり活動を支援する事業

パートナーシップ協定の制度化：市民と行政の協働によるまちづくりの基本となる「パートナーシップ協定」を検討し制度化する事業

市民活動団体活性化補助金制度の確立：既存の自治会の取り組みに加え、テーマ型コミュニティ、NPO等が公益的活動を共同して行う際の補助金制度を検討する。市民活動団体の縦割りの現状を超えて、人材交流のきっかけをつくる事業

このうち、市民活動団体との協働事業として行う「まちさぼ」の本格稼働が東久留米スタイルのコミュニティ再生を確立するうえでの基盤となる事業である。

「まちさぼ」は市民自らが取り組み支え合う地域課題の解決を支援する。その手法は、まちづくりの課題解決を支援する役割、情報の集約、整理、提供、まちづくりサロン、まちづくりの啓発、まちおこし的な取り組み、その他。これら～の「4+1の機能」を持つ東久留米版中間支援組織、「まちさぼ」の本格稼働に向けた取り組みを主眼に置く。

コミュニティ再生の基盤となる を重点的に先行させることにより、行政との協働体制をどう整備していくかへの足掛かりとする。それに付随する の取り組みを下記全体スケジュールに沿って展開する。

#### 全体スケジュール(平成22年度まで)

##### 市民活動団体との協働事業

「まちさぼ運営実験(アクションリサーチ)」平成17年度

「まちさぼ始動」平成18年度

「自主・自立・持続的まちさぼの運営」平成19年度以降

##### パートナーシップ協定の制度化

「パートナーシップのあり方について検討」平成17年度

「パートナーシップ協定の制度化と運用」平成18年度以降  
市民活動団体活性化補助金制度の確立

「自治会補助金制度のあり方検討」平成17年度

「市民活動団体活性化補助金制度検討・試行」平成18年度

「市民活動団体活性化補助金制度の確立」平成19年度以降

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業  
該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

地域再生に資するNPO等の活動支援

**テーマ**

人と人、コミュニティ・地域社会の連携、行政との協働を支援する東久留米版中間支援組織「(仮称)まちづくりサポートセンター(略称:まちさぼ)」のあり方を検討している市民活動団体が行うアクションリサーチ「まちさぼ運営実験」(活動内容、組織体制、運営方法、拠点の持ち方等の具体的な検討)を通じて、東久留米らしい「まちさぼ」を模索し、具現化を図る。

**取り組み内容**

テーマに掲げる「まちさぼ」のあり方を検証するための「まちさぼ運営実験(アクションリサーチ)」は、「まちさぼ実験隊(テーブルづくりチーム)」「地域の課題を抽出し、その解決のために必要なさまざまな主体の関わり等をつくり出し、住み良いまちづくりをみずからの課題として捉え、まちづくりの当事者意識を醸成する実験」「Webチーム」(活動相互に支援が必要なときに団体や個人を結びつけられる具体的な情報発信の提供のしくみを実験)及び「組織等検討チーム(組織チーム)」「まちさぼ」の組織、予算、拠点、機能とその運営のあり方を検討する)の3チームが具体的な実験活動を展開する。

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取り組み

パートナーシップ協定の制度化:市民と行政の協働によるまちづくりの基本となる「パートナーシップ協定」を検討し制度化する

市民活動団体活性化補助金制度の確立:既存の自治会の取り組みに加え、テーマ型コミュニティ、NPO等が公益的活動を共同して行う際の補助金制度を検討する。市民活動団体の縦割りの現状を超えて、人材交流のきっかけをつくる

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

市政世論調査により、「定住意向」「地域の活力・魅力」「市民と行政の協働のまちづくり」の3つの指標における指数において評価し、改善すべき事項の検討を行う。

設問内容「住んで暮らして良かったと思えるコミュニティ再生」に関して「定住意向」「地域の活力・魅力」「市民と行政の協働のまちづくり」の3点について評価する。なお、評価は平成16年度市政世論調査を基点とし、地域再生計画のスタートである平成18年度市政世論調査から計画終了年度の平成22年度までの6回（平成23年度調査まで）毎年行う。

評価指標1：

評価指標2：

評価指標3：

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし